

# 単元未満株式買取請求取次依頼書(兼株式等の譲渡に係る告知)

(上場株式等の譲渡の対価の支払いをする発行人)

会社名	年 月 日	買取請求株式数 株	うち提出株券株式数 (未上場会社) 株
-----	-------	--------------	---------------------------

提出先 **みずほ信託銀行株式会社** あて

私が所有する貴社の上記株式について、買取の取次または買取を請求します。  
 買取代金は右記支払方法指定欄に記載の方法により、支払うよう請求します。

住所	〒 - 電話(日中連絡先) - -	株主番号
	(フリガナ)	お届出印
氏名		
	個人番号等	別紙にてお届けてください

支払方法指定欄 (いずれかに○印)	10	銀行 農協 信金 農協 信組 労金 店									
	金融機関番号	店番号	種 目		口 座 番 号						
	1.	2.	3.	4.	5.	6.	7.	8.	9.	10.	
			フリガナ		氏名						
		貯金事務センターから振替払出証明書が送付されるまで多少の日数を要します。 窓口で本人確認書類の提示をもとめられる場合があります。									
		21. ゆうちょ銀行現金払									
		11.									

社用欄		
確認書類	有・無 (どちらかに○をつける)	



(ご注意) 1. 裏面のご案内をご参照のうえ、太枠の中にご記入、ご押印ください。  
 2. 証券会社等に一般口座をご利用の株主様は、お取引の証券会社等でお手続きください。  
 1. (330-630) **MHTB** 22.03(22.03)DNP

# ご 案 内

- この買取請求書は上場株式（特別口座）ならびに未上場株式用です。証券会社等の一般口座をご利用の株主様はお取引の証券会社等にてお手続きください。
- 買取請求の効力発生日（価格決定日）は次のとおりです。
  - ・上場株式（特別口座）  
特別口座の口座管理機関から株主名簿管理人に買取請求が到着した日。
  - ・未上場株式  
株券（発行されていない場合は不要）および必要書類が株主名簿管理人の事務取扱場所または取次所に到着した日。
- 買取日、買取価格、適用取引所等の指定は認められません。
- ご記入の株式数が、振替口座簿記載株式数（未上場株式においては株主名簿記載株式数）を超過している場合は、振替口座簿記載株式数（未上場会社においては株主名簿記載株式数）が適用されます。
- 買取代金は、所定の手数料（会社が定める買取手数料相当額等）を差し引いてお支払します。
- 買取請求の撤回はできません。ただし、株式併合等が行われる場合であって、証券保管振替機構の業務規程第65条第1項第2号イからへまでに掲げる日までに買取価格が決定しないときは撤回の申出があったものとみなします。
- 上場株式（特別口座）において、権利確定日前一定の期間（確定日を含む）は買取請求の受付を停止させていただきますので、ご了承ください。なお、受付停止期間および再開時期等の詳しい内容は、右記照会先にご照会ください。
- 個人または法人が単元未満株式については、買取を請求する場合、その譲渡所得に対する課税方式は、申告分離課税の対象となり、住民票の写し、法人の登記事項証明書、その他の政令で定める書類等の右記記載の本人確認書類の提示が必要です。  
(犯罪収益移転防止法に基づく本人確認とは異なります。)

- 支払方法にゆうちょ銀行現金払をご指定の場合、受取り時に印紙税を請求される場合があります。
- この買取請求書と共に個人番号等をお届出いただけなかった場合には、支払調書に個人番号等が記載されない場合がございます。
- 本人確認書類

## ○個人の場合

書 類 名	書 類 名
個人番号カード	厚生年金手帳
住民票の写し	船員年金手帳
住民票の記載事項証明書	母子健康手帳
転出証明書	児童扶養手当証書
住民基本台帳カード(※)	特別児童扶養手当証書
運転免許証	身体障害者手帳
印鑑証明書	戦傷病者手帳
国民健康保険被保険者証	在留カード
健康保険被保険者証	特別永住者証明書
国家公務員等共済組合の組合員証	国税または地方税の領収証書
地方公務員共済組合の組合員証	国税または地方税の納税証明書
私立学校教職員共済組合の加入者証	社会保険料の領収証書
船員保険被保険者証	常任代理人委任契約書(写)
健康保険日雇特別被保険者手帳	常任代理人委任状(写)
介護保険被保険者証	官公署の発給（発行）書類
国民年金手帳	その他

## ○法人の場合

書 類 名
国税または地方税の領収証書
国税または地方税の納税証明書
社会保険料の領収証書
設立の登記に係る登記簿謄本 または全部事項証明書(写しを含む)
設立の登記に係る登記簿抄本 または一部事項証明書(写しを含む)
設立の登記に係る登記事項証明書
常任代理人委任契約書(写)
常任代理人委任状(写)
その他

## ○人格のない社団等の場合

国税または地方税の領収証書
国税または地方税の納税証明書
社会保険料の領収証書
定款、寄付行為、規則、規約の写し

(※ただし、氏名、住所、生年月日の記載があるものに限る)

(ご照会先) 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
みずほ信託銀行株式会社証券代行部

☎0120-288-324